

# 慶 弔 規 程

(慶弔の目的)

第 1 条 船橋市野球協会少年学童部は、役員、審判部員及び登録された指導者（代表者）の慶弔禍福に際しては、この規程により慶弔金を支給する。

(慶弔金の種類)

第 2 条 慶弔金の種類は、結婚祝い金、出産祝い金、香典料、傷病見舞金、罹災見舞金の5種類とする。

(支払いの時期及び方法)

第 3 条 慶弔金の支払いは、結婚祝い金については挙式以前に、その他については事後速やかに原則として祝儀・不祝儀袋に当該金額を同封して理事長名で支給する。

(結婚祝い金)

第 4 条 役員、審判部員、登録された指導者が結婚する場合には金10,000円の結婚祝い金を贈る。

(香典料)

第 5 条 役員、審判部員、登録された指導者が死亡した場合には金10,000円の香典料を贈る。

- ② 役員、審判部員、登録された指導者が少年学童野球の活動中またはその活動に起因して死亡した場合には、在職中の功労等を勘案し、前項にかかわらず香典料を増額することがある。

(花環・供物)

第 6 条 役員、審判部員、登録された指導者が死亡したときには、花環または供物を別途に贈ることがある。

(傷病見舞金)

第 7 条 役員、審判部員、登録された指導者が少年学童野球の活動中に傷病にかかりこのため業務（生計維持のための仕事）を休業した場合には金10,000円の傷病見舞金または見舞い品を贈る。

- ② 役員、審判部員、登録された指導者が公式大会期間中にグラウンド施設の保守、整備または管理の不備のために少年学童野球の活動上負傷した場合には、前項にかかわらず傷病見舞金を増額することがある。

(罹災見舞金)

第 8 条 役員、審判員、登録された指導者が火災、暴風、地震その他不慮の災害に遭遇した場合には金10,000円の罹災見舞金を贈る。

- ② 不慮の災害が船橋市内の広範囲にわたった場合には、罹災見舞金を減額し、または支給しないことがある。

(主管者)

第 9 条 この規程における主管者は総務部長とする。

(改正)

第 10 条 この規程の改正は常任理事会において行う。

(付則)

第 11 条 この規程は平成3年4月1日より実施する。

1993年1月15日 改定

1997年3月15日 改定